

2025年8月12日

フィットネス会員各位

株式会社ヴェルディ
支配人 金子 大樹

フィットネス会員会則改正のお知らせ

日頃より、当クラブをご愛顧賜りまして心より御礼申し上げます。

さて、この度、月会費の口座振替システムが変更に伴い、フィットネス会員会則を改正いたしますので、変更箇所を下記からご確認ください。

スタッフ一同、より良いサービスの向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

改定日：2025年10月1日

改定内容：ヴェルディスポーツプラザ フィットネス会員会則

改定前	改定後
<p>第8条(退会)</p> <p>会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の23日迄(休業日の場合は翌営業日)に来店し書面にて所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、23日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。</p>	<p>第8条(退会)</p> <p>会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の5日迄(休業日の場合は翌営業日)に来店し書面にて所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、5日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。</p>

改定前	改定後
<p data-bbox="268 309 533 338">第10条(会員の休会)</p> <p data-bbox="331 353 810 674">1. 会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の23日迄(休業日の場合は翌営業日)に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会することができます。</p>	<p data-bbox="834 309 1099 338">第10条(会員の休会)</p> <p data-bbox="898 353 1377 674">1. 会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の5日迄(休業日の場合は翌営業日)に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会することができます。</p>

以上